

保険者資格を取得または喪失した第1号被保険者数を記入すること。

- ③ 「65歳到達」欄については、当該市町村に住所を有する法第7条第26項に規定する医療保険加入者でない者が65歳に到達したことより被保険者資格を取得した数と当該市町村に住所を有する第2号被保険者が65歳到達により第1号被保険者となった数の合計を記入すること。
 - ④ 「死亡」欄については、死亡を事由として被保険者資格を喪失した第1号被保険者数を記入すること。
 - ⑤ 「適用除外非該当」欄については、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第11条第1項の規定により適用除外となる身体障害者療護施設等（以下「適用除外施設」という。）から退所又は退院することにより、当該市町村の被保険者資格を取得した第1号被保険者数を記入すること。
 - ⑥ 「適用除外該当」欄については、適用除外施設へ入所又は入院することにより、当該市町村の被保険者資格を喪失した第1号被保険者数を記入すること。
 - ⑦ 「その他」欄については、①から⑥以外の事由で被保険者資格を取得または喪失した第1号被保険者数を記入すること。
 - ⑧ 「計」欄については、「当月中増」、「当月中減」それぞれに各事由の合計を記入すること。
- (3) 「(3) 所得段階別第1号被保険者数（年度末現在）」には、年度末現在において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分別に、該当する第1号被保険者数を「年度末現在被保険者数」欄に記入すること。なお、同条第1項の標準割合を別に定めている場合にあっては、当該割合を「備考」欄に記入すること。また、令第39条第1項により第1号被保険者の区分を行う場合にあっては、「所得段階」欄に第6段階の区分を追記し、同条第1各号に掲げる市町村が定める割合を「備考」欄に記入すること。
- (4) 「(4) 標準負担減額認定（総数）」には、食事の標準負担額の減額申請件数及び減額認定件数について記入すること。
- ① 当該月中に受け付けた申請件数及び決定した認定件数を記入すること。
 - ② 「申請件数」欄については、申請時に介護保険施設に入所している場合はその施設の欄に、介護保険施設に入所していない場合は「その他」欄に記入すること。認定件数及び累積件数の欄についても、申請時点の区分別で記入すること。
 - ③ 「市町村民税世帯非課税者等認定件数」については、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または標準負担額が1日あたり500円であれば生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者（以下「被保護者」という。）にならない者とする事の認定件数を記入すること。

- ④ 「老福受給者等認定件数」については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に規定する老齢福祉年金受給者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者である者または標準負担額が1日あたり300円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。
 - ⑤ 「計」欄には「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」及び「その他」の件数の合計を記入すること。
 - ⑥ なお、「認定件数（累積）」欄には、当年度における「認定件数」の累計を記入すること。
- (5) 「(5) 利用者負担減額・免除認定（総数）」には、利用者負担の減額・免除申請件数及び減額・免除認定件数について記入すること。
- ① 当該月中に受け付けた申請件数及び決定した認定件数を記入すること。
 - ② 「減額」については、保険給付率を100分の90を超え100分の100未満の範囲内で定めたものについて記入すること。
 - ③ 「免除」については、保険給付率を100分の100と定めたものについて記入すること。
 - ④ なお、「認定件数（累積）」欄には、当年度における「認定件数」の累計を記入すること。
- (6) 「(6) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定（総数）」には、施行法第13条の規定により平成12年4月1日の時点で既に介護老人福祉施設に入所していた者に係る食事の標準負担額についての減額申請件数及び減額認定件数、利用者負担の減額・免除申請件数及び減額・免除認定件数について記入すること。
- ① 「特定標準負担」欄については、前記(4)①、③、④及び⑥に準じて記入すること。
 - ② 「利用者負担」欄については、前記(5)に準じて記入すること。
- (7) 「(7) 標準負担減額認定（再掲：第2号被保険者分）」、「(8) 利用者負担減額・免除認定（再掲：第2号被保険者分）」、「(9) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定（再掲：第2号被保険者分）」には、当該月末現在で第2号被保険者である者に係る減額・免除申請件数及び減額・免除認定件数について(4)から(6)に準じて記入すること。

2. 受給者状況（月末現在）（様式2）

- (1) 「(1) 要介護（要支援）認定者数」には、当該月末現在の要介護認定者数及び要支援認定者数を要介護状態区分別に記入すること。
- (2) 「(2) 在宅介護（支援）サービス受給者数」には、当該月における在宅サービス受給者の数を要介護度区分別に記入すること。

- ① 「総数」については、当該月における在宅サービス受給者数を要介護度区分別に該当する欄に記入し、「計」欄には各要介護度区分の合計を記入すること。
- ② 「第2号被保険者（再掲）」については、当該月末現在で第2号被保険者である在宅サービス受給者数を要介護度区分別に該当する欄に記入し、「計」欄には各要介護度区分の合計を記入すること。
- ③ なお、制度施行時において要介護状態区分別に集計することが困難な保険者においては、当面の間、「計」欄のみの集計で差し支えない。

(3) 「(3) 施設介護サービス受給者数」には、当該月における施設サービス受給者の数を介護保険施設別に記入すること。

- ① 「総数」については、施設サービス受給者数を介護保険施設別に該当する欄に記入し、「計」欄には各施設の合計を記入すること。
- ② 「第2号被保険者（再掲）」については、当該月末現在で第2号被保険者である施設サービス受給者数を介護保険施設別に該当する欄に記入し、「計」欄には各施設の合計を記入すること。
- ③ 「計」については、「総数」と「第2号被保険者（再掲）」の合計を記入すること。

(4) なお、当該月に在宅サービスと施設サービスの両方を受給した場合（例えば、在宅サービスを受給していた者が当該月の途中で介護老人福祉施設に入所した場合は、「(2) 在宅介護サービス受給者数」と「(3) 施設介護サービス受給者数」のそれぞれについて該当する欄に計上すること。

3. 介護給付・予防給付決定状況（様式3から様式3の5）

(1) 「(1) 総数」には、当該月末現在で被保険者である者（当該月に転出、死亡等の事由で当該市町村の被保険者資格を喪失した者を含む。（3）について同じ。）に係る介護給付・予防給付の決定件数、決定単位数及び支給額を記入すること。なお、ここで報告する介護給付・予防給付は、法第43条第3項、第44条第2項、第45条第6項、及び第55条第3項、第56条第2項、第57条第6項で規定する「超える額」を除くものとする。

- ① サービス種類別に、「① 件数」には当該月分の請求として審査決定した介護報酬明細書の枚数、「② 単位数」には上記の介護報酬明細書に記載の点数、「③ 支給額」には保険給付として支給した額（高額介護（居宅支援）サービス費を含まない。）をそれぞれ記入すること。
- ② 在宅サービスについては、訪問通所サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与）、短期入所サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）、その他の単品サービス（居宅療養管理指導、居宅介護支援、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護）、福祉用具購入費、住宅改修費に区分し、要介護状態区分別に記入すること。「計」欄には、各要介護

状態区分の合計を記入すること。

- ③ 施設サービスについては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に区分し、該当欄に要介護状態区分別に記入すること。また、施設入所者に係る食事の提供に要する決定件数、決定単位数及び支給額については、再掲すること。なお、「計」欄には、各要介護状態区分の合計を記入すること。
 - ④ 介護老人福祉施設の旧措置入所者について、要介護認定の結果、要支援に該当する場合は「要支援」欄に、要介護1から要介護5及び要支援のいずれにも該当しない場合は「非該当」欄に記入すること。その場合、「計」欄には、「非該当」も含めて記入すること。
 - ⑤ 「施設介護サービス」及び「食事提供費用（再掲）」については、それぞれ「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」及び「介護療養型医療施設」の合計を記入すること。
 - ⑥ 「合計」については、「訪問通所サービス」、「短期入所サービス」、「その他の単品サービス」、「福祉用具購入費」「住宅改修費」及び「施設介護サービス」の合計を記入すること。
 - ⑦ なお、制度施行時において要介護状態区分別に集計することが困難な保険者においては、当面の間、「計」欄のみの集計で差し支えない。
- (2) 「(2) 第2号被保険者分（再掲）」には、当該月末現在で第2号被保険者である者（当該月に転出、死亡等の事由で当該市町村の第2号被保険者の被保険者資格を喪失した者を含む。（4）について同じ。）に係る介護給付・予防給付の決定件数、決定単位数及び支給額を（1）に準じて記入すること。
 - (3) 「(3) 総数（再掲：介護給付・予防給付の特例分）」には、法第50条及び法第60条に規定する特別事情による特例給付について、当該月末現在で被保険者である者に係る当該特例給付の決定件数、決定単位数及び支給額を（1）に準じて記入すること。
 - (4) 「(4) 第2号被保険者分（再掲：介護給付・予防給付の特例分）」には、法第50条及び法第60条に規定する特別事情による特例給付について、当該月末現在で第2号被保険者である者に係る当該特例給付の決定件数、決定単位数及び支給額を（1）に準じて記入すること。
 - (5) 「(5) 高額介護（居宅支援）サービス費」には、法第51条の規定による高額介護サービス費及び法第61条の規定による高額居宅支援サービス費について、件数及び支給額を記入すること。
 - ① 高額介護（居宅支援）サービス費を支給した場合は、「① 高齢福祉年金受給者等」、「② 市町村民税世帯非課税者等」、「③ 低所得者等以外」のうち該当する区分の「その他」欄に件数、支給額をそれぞれ計上すること。なお、「④ 合計」の「その他」欄については、それぞれ①から③の合計を計上すること。

- ② 世帯合算による高額介護（居宅支援）サービス費を支給した場合は、合算の対象となった各世帯員の支給額を算定し、「① 老齢福祉年金受給者等」、「② 市町村民税世帯非課税者等」、「③ 低所得者等以外」のうち該当する区分の「世帯合算」欄に件数、支給額をそれぞれ計上すること。なお、「④ 合計」の「世帯合算」については、「件数」には世帯合算による支給件数、「支給額」には支給額の合計を計上すること。
- ③ 「計」欄には、「世帯合算」と「その他」の合計を記入すること。
- ④ なお、「老齢福祉年金受給者等」とは、老齢福祉年金受給者でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者または利用者負担上限額が15,000円であれば被保護者にならない者、「市町村民税世帯非課税者等」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または利用者負担上限額が24,600円であれば被保護者にならない者、「低所得者等以外」とは、「老齢福祉年金受給者等」及び「市町村民税世帯非課税者等」のいずれにも該当しない者とする。

4. 市町村特別給付決定状況（様式4）

- (1) 当該市町村が条例で定めるところにより市町村特別給付を実施している場合は、給付の種類を「種類」欄に記入し、その件数、費用額、支給額をそれぞれ「(1) 件数」、「(2) 費用額」、「(3) 支給額」に、要介護状態区分別に記入すること。
- (2) 「合計」には当該市町村が実施している給付についての合計を記入することし、「計」欄には、要介護状態区分の合計を記入すること。
- (3) なお、制度施行時において要介護状態区分別に集計することが困難な保険者においては、当面の間、「計」欄のみの集計で差し支えない。

5. 介護保険特別会計経理状況（様式5）

- (1) 介護保険特別会計の経理状況については、出納閉鎖後の決算額を年1回報告すること。なお、勘定科目については、別紙「介護保険事業状況報告勘定科目」を参照のこと。
- (2) 介護保険円滑導入基金繰入金は「(1) 保険事業勘定」の「繰入金」の「その他」欄に計上すること。
- (3) 「収支差引残」については、「歳入」の「合計」から「歳出」の「合計」を差し引いた額を計上すること。
- (4) 「基金保有額」については、出納閉鎖時に保有している介護給付費準備基金（仮称：中期財政運営を行うことから生じることが見込まれる剰余金を管理するための基金をいう。）等の基金の保有額を計上すること。

6. 保険料収納状況（様式6）

- (1) 「調定額累計」欄には、保険料として調定した額を記入すること。
 - ① 「現年度分」には、当該月末までに当該年度分の保険料として賦課した調定額（前年度以前の保険料として当該年度に新たに賦課したものを含む。）を記入すること。
 - ② 「滞納繰越分」には、前年度以前に調定された保険料のうち、当該年度に繰り越された滞納繰越分を記入すること。
- (2) 「収納額累計」欄には、当該月末までに収納した保険料の累計額を「現年度分」、「滞納繰越分」に区分して記入すること。なお、当該年度に収納した保険料のうち過誤納付がある場合には、その額を「収納額累計」から控除すること。
- (3) 「還付未済額（別掲）」欄には、当該過誤納付に係る還付金の未済額を「現年度分」、「滞納繰越分」に区分して記入すること。
- (4) 「不納欠損額」欄には、当該年度に不能欠損処分を行ったものについて、当該月までの不能欠損額の累計を記入すること。
- (5) 「未収額」欄には、「調定額累計」から「収納額累計」及び「不納欠損額」を控除した額を記入すること。
- (6) 「減免額（別掲）」には、市町村の条例に定める地震、風水害、火災等の災害等を要件に保険料が減免されている額について別掲すること。
- (7) 「特別徴収」には、法第131条の規定による特別徴収による保険料について記入し、「普通徴収」には、同条の規定による普通徴収による保険料について記入すること。
- (8) 「計」には、「特別徴収」と「普通徴収」の合計を記入することとし、「合計」には、「現年度分」と「滞納繰越分」の合計を記入すること。

7. 保険給付支払状況（様式6）

- (1) 「介護サービス等諸費」には、法第41条、第42条及び第44条から第50条に規定する介護給付について、「支援サービス等諸費」には、法第53条、第54条及び第56条から第60条に規定する予防給付について、「高額介護サービス等費」には、法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額居宅支援サービス費について、「その他の保険給付費」には、当該市町村の条例で定める市町村特別給付について、それぞれ記入すること。
- (2) 「支払義務額累計」欄については、当該年度において支給した支給額の累計額を記入すること。また、「介護サービス等諸費」及び「支援サービス等諸費」には、高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費に係る支給額を含めないこと。なお、法第21条第1項の規定による第三者行為に伴う損害賠償金（以

下、「損害賠償金」という。)、法第22条の規定による不正利得に伴う徴収金(以下、「徴収金」という。))及び過誤払いの保険給付等不当利得に伴う返還金(以下、「返還金」という。))の歳入調定額がある場合は、その額を支払義務額から控除すること。

- (3) 「支払済額累計」欄については、当該月末までに支給決定した支払済額の累計額を記入すること。なお、当年度に支給決定した保険給付に係る返還金が戻入された場合は、その額を支払済額から控除すること。
- (4) 「徴収金等累計」欄については、損害賠償金、徴収金及び前年度以前に支給決定した保険給付に係る返還金の歳入調定額の当該月末までの累計額を記入すること。
- (5) 「戻入未済額累計」欄については、当該区分に戻入すべき保険給付(当年度に支給決定した保険給付に係る返還金)の当該月末までの戻入未済額の累計額を記入すること。
- (6) 「未払額」欄については、「支払義務額累計」から「支払済額累計」を控除し、「徴収金等累計」及び「戻入未済額累計」を加えた額を記入すること。
- (7) 「計」には、各区分の合計額を記入すること。

8. その他

- (1) 様式1から様式4及び様式6における「(平成 年 月分)」には、当該年月を記入すること。また、様式5及び様式5の2における「(平成 年度)」には、当該年度を記入すること。
- (2) 各様式の「保険者番号」欄、「保険者名」欄には、当該市町村の保険者番号、保険者名をそれぞれ記入すること。

(別紙) 介護保険事業状況報告勘定科目

1. 保険事業勘定 (歳入)

事業状況報告勘定科目	保険事業勘定科目
保険料	第1款 保険料
介護保険料	第1款第1項 介護保険料
分担金及び負担金	第2款 分担金及び負担金
認定審査会負担金	第2款第2項第1目 認定審査会負担金
その他	
使用料及び手数料	第3款 使用料及び手数料
使用料	第3款第1項 使用料
手数料	第3款第2項 手数料
国庫支出金	第4款 国庫支出金
介護給付費負担金	第4款第1項第1目 介護給付費負担金
調整交付金	第4款第2項第1目 調整交付金
事務費交付金	第4款第2項第3目 事務費交付金
その他	
支払基金交付金	第5款 支払基金交付金
都道府県支出金	第6款 都道府県支出金
都道府県負担金	第6款第1項 都道府県負担金
財政安定化基金支出金	第6款第2項 財政安定化基金支出金
その他	
相互財政安定化事業交付金	第7款 相互財政安定化事業交付金
財産収入	第8款 財産収入
寄付金	第9款 寄付金
繰入金	第10款 繰入金
一般会計繰入金	第10款第1項 一般会計繰入金
介護給付費準備基金繰入金	第10款第2項 第1目 介護給付費準備基金繰入金
その他	
繰越金	第11款 繰越金
市町村債	第12款 市町村債 ※財政安定化基金貸付金
諸収入	第13款 諸収入

2. 保険事業勘定 (歳出)

事業状況報告勘定科目	保険事業勘定科目
総務費	第1款 総務費
保険給付費	第2款 保険給付費
介護サービス等諸費	第2款第1項 介護サービス等諸費
支援サービス等諸費	第2款第2項 支援サービス等諸費
高額介護サービス等費	第2款第4項 高額介護サービス等費
市町村特別給付費	第2款第5項 市町村特別給付費
審査支払手数料	第2款第3項第1目 審査支払手数料
その他	
財政安定化基金拠出金	第3款 財政安定化基金拠出金
相互財政安定化事業負担金	第4款 相互財政安定化事業負担金
保健福祉事業費	第5款 保健福祉事業費
基金積立金	第6款 基金積立金
公債費	第7款 公債費
予備費	第8款 予備費
前年度繰上充用金	前年度繰上充用金
諸支出金	第9款 諸支出金

3. 介護サービス事業勘定（歳入）

事業状況報告勘定科目	介護サービス事業勘定科目
サービス収入	第1款 サービス収入
介護給付費収入	第1款第1項 介護給付費収入
予防給付費収入	第1款第2項 予防給付費収入
自己負担収入	第1款第3項 自己負担金収入
その他	
分担金及び負担金	第2款 分担金及び負担金
分担金	第2款第1項 分担金
負担金	第2款第2項 負担金
使用料及び手数料	第3款 使用料及び手数料
使用料	第3款第1項 使用料
手数料	第3款第2項 手数料
国庫支出金	第4款 国庫支出金
都道府県支出金	第5款 都道府県支出金
財産収入	第6款 財産収入
寄付金	第7款 寄付金
繰入金	第8款 繰入金
保険事業勘定繰入金	第8款第3項 保険事業勘定繰入金
その他繰入金	
繰越金	第9款 繰越金
市町村債	第10款 市町村債
諸収入	第11款 諸収入

4. 介護サービス事業勘定（歳出）

事業状況報告勘定科目	介護サービス事業勘定科目
総務費	第1款 総務費
事業費	第2款 事業費
居宅サービス事業費	第2款第1項 居宅サービス事業費
施設介護サービス事業費	第2款第2項 施設介護サービス事業費
居宅介護支援事業費	第2款第3項 居宅介護支援事業費
その他	
施設整備費	第3款 施設整備費
基金積立金	第4款 基金積立金
公債費	第5款 公債費
予備費	第6款 予備費
諸支出金	第7款 諸支出金
前年度繰上充用金	前年度繰上充用金
諸費	第8款 諸費

(注) 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定については、「介護保険特別会計の款項目節区分について」平成11年10月5日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長より各都道府県介護保険担当課（室）長宛て事務連絡による。

(様式1)

介護保険事業状況報告(案)
(平成 年 月分)

保険者番号：

保険者名：

1. 適用状況

(1) 第1号被保険者数

年齢区分	前月末現在	当月中増	当月中減	当月末現在
65歳以上75歳未満				
75歳以上				
(再掲)外国人被保険者				
(再掲)住所地特例被保険者				
計		※1	※2	

(2) 第1号被保険者増減内訳

当月中増(※1)	転入	職権復活	65歳到達	適用除外 非該当	その他	計
当月中減(※2)	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他	計

(3) 所得段階別第1号被保険者数(年度末現在)

所得段階	標準割合	年度末現在 被保険者数	備考
第1段階	四分の二		
第2段階	四分の三		
第3段階	四分の四		
第4段階	四分の五		
第5段階	四分の六		
計			

(様式1の2)

介護保険事業状況報告(案)
(平成 年 月分)

保険者番号 : _____
保険者名 : _____

1. 適用状況(続き)

(4) 標準負担減額認定(総数)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	その他	計
申請件数					
低所得者 認定件数					
認定件数(累積)					
老福受給者等 認定件数					
認定件数(累積)					

(5) 利用者負担減額・免除認定(総数)

	利用者負担
申請件数	
減額 認定件数	
認定件数(累積)	
免除 認定件数	
認定件数(累積)	

(6) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(総数)

	特定標準負担		利用者負担
申請件数		申請件数	
低所得者 認定件数		減額 認定件数	
認定件数(累積)		認定件数(累積)	
老福受給者等 認定件数		免除 認定件数	
認定件数(累積)		認定件数(累積)	

(様式1の3)

介護保険事業状況報告(案)
(平成 年 月分)

保険者番号:

保険者名:

1. 適用状況(続き)

(7) 標準負担減額認定(再掲:第2号被保険者分)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	その他	計
申請件数					
低所得者 認定件数					
認定件数(累積)					
老福受給者等 認定件数					
認定件数(累積)					

(8) 利用者負担減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

	利用者負担
申請件数	
減額 認定件数	
認定件数(累積)	
免除 認定件数	
認定件数(累積)	

(9) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

	特定標準負担		利用者負担
申請件数		申請件数	
低所得者 認定件数		減額 認定件数	
認定件数(累積)		認定件数(累積)	
老福受給者等 認定件数		免除 認定件数	
認定件数(累積)		認定件数(累積)	

(様式2)

介護保険事業状況報告(案)

(平成 年 月分)

保険者番号：

保険者名：

2. 受給者状況

(1) 要介護(要支援)認定者数

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
総数							
第2号被保険者(再掲)							
計							

(2) 在宅介護(支援)サービス受給者数

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
総数							
第2号被保険者(再掲)							
計							

(3) 施設介護サービス受給者数

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
総数				
第2号被保険者(再掲)				
計				

(様式3)

介護保険事業状況報告(案)

(平成 年 月分)

保険者番号：

保険者名：

3. 介護給付・予防給付決定状況

(1) 総数

種類	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
① 件数								
訪問通所サービス								
短期入所サービス								
その他の単品サービス								
福祉用具購入費								
住宅改修費								
施設介護サービス								
介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護療養型医療施設								
食事提供費用(再掲)								
介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護療養型医療施設								
合計								
② 単位数								
訪問通所サービス								
短期入所サービス								
その他の単品サービス								
施設介護サービス								
介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護療養型医療施設								
食事提供費用(再掲)								
介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護療養型医療施設								
合計								
③ 支給額								
訪問通所サービス								
短期入所サービス								
その他の単品サービス								
福祉用具購入費								
住宅改修費								
施設介護サービス								
介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護療養型医療施設								
食事提供費用(再掲)								
介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護療養型医療施設								
合計								